

事務連絡
平成29年4月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

乳児ボツリヌス症の予防対策に係る再周知について（依頼）

母子保健行政の推進については、かねてより格段の御配慮をいただいております。深く感謝申し上げます。

乳児ボツリヌス症の予防対策については、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号以外の任意記載事項様式（別添1）及び「乳児ボツリヌス症の予防対策について」（昭和62年10月20日付け健医感第71号・衛食第170号・衛乳第53号・児母衛第29号）（別添2）により、かねてより周知が行われているところです。

今般、別添3のとおり、蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事例が発生したことから、貴部（局）におかれましては、改めて、当該通知内容について御了知いただくとともに、新生児訪問指導及び乳幼児健康診査等をはじめとした様々な機会をとらえ、乳児ボツリヌス症の予防対策について、積極的に乳児の保護者等に対し、情報提供に努めていただくようよろしくお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）の母子保健主管部（局）にも周知いただきますようお願いいたします。